

リスクマネジメントから考える主査の役割
～自然災害から子どもたちの命を守るために～



[目 次]

1. はじめに	1
2. リスクマネジメントとは	3
3. リスクマネジメントに基づく業務	4
4. AIとリスクマネジメント	8
5. おわりに	13
特別委員会検討経過	15
第18期特別委員会名簿	15

1. はじめに

社会の急激な変化が進む中で、子どもたちが予測困難な未来社会を自立的に生き、社会の形成に参画するための資質・能力を育成するため、学校教育の改善・充実が求められています。また、学習指導のみならず学校が抱える課題は、より複雑化・困難化しています。そんな中、文部科学省が平成 28 年度(2016 年)に実施した教員勤務実態調査において、小学校では月約 59 時間、中学校では月約 81 時間の時間外勤務をしていると推計されており、教員の厳しい勤務の実態が明らかとなりました。これを受けて文部科学省では、平成 29 年(2017 年)6 月 22 日に、新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について中央教育審議会に諮問を行い、同年 12 月 26 日に「学校における働き方改革に関する緊急対策」を進めてきたところですが、本年 1 月 25 日、中央教育審議会において「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について(答申)」が取りまとめられました。そして本年 3 月 18 日、学校における働き方改革に関する取組の徹底についての通知が出され、学校における働き方改革が進められることになりました。これらの施策の背景には、学校現場での多忙化が深刻化しており、長時間勤務から過労死に至ってしまうような痛ましい事態も発生していることや、また、そのような状況の下で新学習指導要領を着実に実施するためには、教員の業務負担の軽減が喫緊の課題となっていることが挙げられます。この状況下で学校事務職員は、学校におけるマネジメント機能を十分に発揮できるようにするため、より主体的・積極的に、業務改善をはじめとする校務運営に参画する必要があります。また、勤務の実情を踏まえつつ、過度に業務が集中することにならないよう、法制化された共同学校事務室を活用し、教員の事務負担の軽減や学校事務職員の学校運営への支援・参画の拡大等を積極的に進めることが望まれます。

令和 2 年度(2020 年度)から小学校でプログラミング教育が必修になります。また、教育の質を高めるツールとして、ICT(通信技術)を活用する機会が増えてきました。地理的制約を超えて多様な他者と協働的に学ぶことを可能にして、子どもたちの意欲を高めるために学びを提供していくことが可能となりました。しかし、学校の ICT 環境は脆弱であり、地域間格差も大きいなど危機的な状況となっています。学校における先端技術の効果的な活用に向けて環境整

備を着実に進めていく必要があります。

今世紀は、新しい知識・情報・技術が社会のあらゆる領域での活動の基盤となっている知識基盤社会と言われており、A I（人工知能）等の先端技術が高度化してあらゆる産業に取り入れられ、社会の在り方そのものが現在とは劇的に変わるとされる Society 5.0(仮想空間と現実空間を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する)時代の到来が予測されています。このような急激な社会的な変化の中、全国の地方自治体で作業効率向上をめざし、A Iを導入する動きが加速しています。労働人口の減少に直面する日本にとって、生産性の向上は経済成長を維持するための解決策の一つと考えられます。将来学校事務職員の仕事も担う、そんな予測をされるようになりました。しかし、「創造性が高い」、「コミュニケーション力が必要とされる」、「非定型的」等の特徴を有する職業は、代替されにくいとの見方があります。仕事は人間が社会で生きる基盤であり、個人に安心と希望や活力をもたらすために、A Iの恩恵を最大限に受けつつ、私たち学校事務職員がA Iと共存し、負の側面を最小化する働き方をいかに見出すか、考えていかなければなりません。

平成7年（1995年）1月の阪神・淡路大震災や、平成23年（2011年）3月の東日本大震災を機に、防災への意識が高まり、学校においても様々な取組みがなされるようになっていきます。昨年は平成30年(2018年)の漢字が「災」となったことに表れるように、何十年に一度クラスの自然災害が相次いで起こった年でした。大阪においても、6月18日、通勤通学時間帯に最大震度6弱の揺れが襲った大阪北部地震では、小学校のブロック塀が倒壊し、通学中の児童が犠牲となる被害が発生しました。また9月4日の台風21号は、猛烈な暴風によって屋根の一部が吹き飛んだり車の横転が多発するなど、たてつづけにこれまでに体験したことのないくらいの自然災害に直面し、日ごろの備えの大切さを痛感しました。

この経験を活かし、第18期特別委員会では、今後も起こり得る自然災害から子どもたちを守るために、研究テーマを「リスクマネジメントから考える主査の役割」とし研究を行いました。

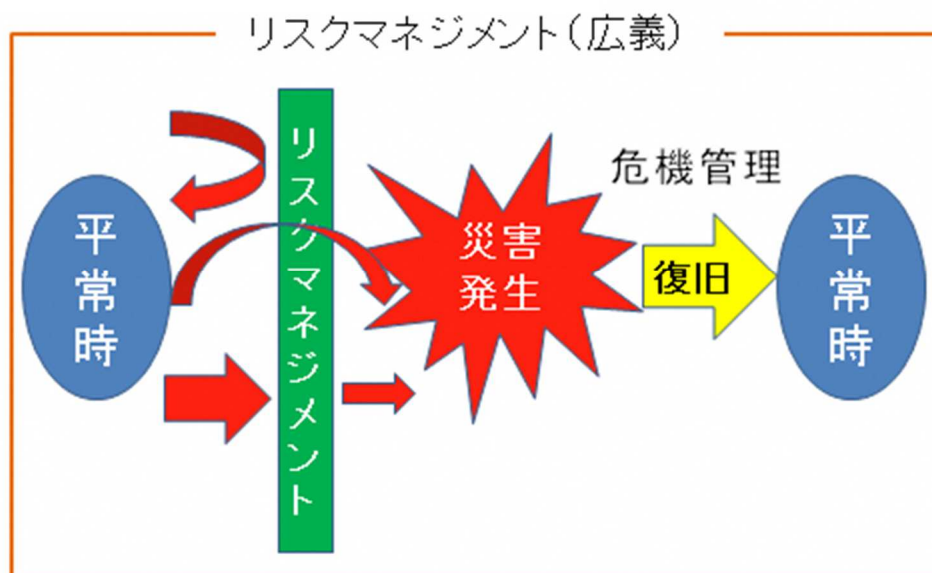
2. リスクマネジメントとは

「リスクマネジメント」は、リスクを組織的に管理し、損失等を発生させない手法のことで、さまざまな企業等で行われています。「リスクマネジメント」と同じように「危機管理」という言葉が使用されていますが、危機を英語で言うとクライシス（crisis）なので、少し意味が異なります。「クライシスマネジメント（危機管理）」は、「危機が発生した場合のマネジメント」で、危機に対して迅速かつ適切に対応し、平常の状態へ復旧することを目的としています。対して、「リスクマネジメント」は「危機を発生させないように管理すること」を目的としています。平常状態で危機が発生しないように管理していくことが「リスクマネジメント」で、危機が発生した後平常状態への復旧をめざしていくことが「クライシスマネジメント」であると分けることができますが、広義の意味では「リスクマネジメント」は「危機が発生した場合のマネジメント（クライシスマネジメント）」も含んでいます。また、「クライシスマネジメント」も同様に広義の意味では「危機を発生させないように管理すること」を含んでいますので、広義の意味では「リスクマネジメント」≒「危機管理」と考えることができます。

学校現場で想定される「危機」には、不審者の侵入やインフルエンザ等の感染症の流行などさまざまですが、今期特別委員会では「自然災害」に絞って考えました。

以下に、自然災害についてのリスクマネジメント（危機が発生した場合のマネジメントも含む）を紹介させていただきます。

<リスクマネジメントのイメージ図>



3. リスクマネジメントに基づく業務

学校における防災管理とは、安全管理の一環として行われるものであり、自然災害や火災による事故の原因となる校内の施設・設備等の危険箇所を早期に見出し、それらの危険を直ちに処置するなど、その充実整備を図るとともに、災害の発生時及び事後に、適切な応急手当や安全な措置ができる体制を確立して、児童生徒の安全を確保することです。

また、被災後に心のケアに配慮したり、授業再開を図ったりすることなども含まれます。

災害発生時には、対策本部等を設け、避難誘導、安全点検・消火、救護などの役割分担に応じて、全教職員が対応できるようにしなければなりません。そのためには、事前に防災組織及び教職員の役割分担に関する体制を整備しておくことが重要です。

防災組織は、全教職員が揃った状態を前提として組織されていますが、出勤途上や出張等であらかじめ分担している教職員が不在のことも考えられます。このため、対応可能な教職員数、被害の状況に応じて柔軟に対応することが可能な応急的指揮システムを考えておく必要があります。また、避難指示等の指揮は管理職や防災担当者が不在時でもできるように代行順位を明らかにしておくことも必要です。(次ページ資料参照)

【災害発生時における防災組織及び役割分担（例）】

<p style="text-align: center;">安否確認・避難誘導</p> <p>《役割》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒及び教職員の安否確認 ・安全な避難経路で避難誘導 ・負傷者の把握 ・下校指導及び待機児童生徒の掌握・記録 ・揺れが収まった直後の負傷程度の把握 ・行方不明の児童生徒、教職員を本部に報告 <p>《準備物》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・クラスの出席簿 ・行方不明者の記入用紙（児童生徒・教職員） 	<p style="text-align: center;">対策本部</p> <p>※校長・教頭等</p> <p>《役割》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各班との連絡調整 ・非常持ち出し書類の搬出保管 ・校内の被災状況把握 ・記録日誌・報告書の作成 ・校内放送等による連絡・指示 ・応急対策の決定 ・市町村対策本部・教育委員会等との連絡 ・報道機関への連絡、対応 ・PTAとの連絡調整 ・情報収集 <p>《準備物》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ラジオ ・ハンドマイク ・懐中電灯 ・トランシーバー ・携帯電話 ・危機管理マニュアル ・学校敷地図 ・緊急活動の日誌 	<p style="text-align: center;">保護者連絡</p> <p>《役割》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き渡し場所の指定 ・身元確認 ・保護者等の到着ごとに児童生徒の引き渡し <p>《準備物》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒引き渡しカード ・出席簿 ・集合場所のクラス配置図
<p style="text-align: center;">救護</p> <p>《役割》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒及び教職員の救出・救命 ・負傷者や危険箇所等の確認及び通報 ・担当区域で負傷者の搬出 ・学校施設内のチェック <p>《準備物》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全靴等 ・防災マスク ・ヘルメット ・スコップ ・毛布・手袋 ・のこぎり ・トランシーバー・担架 ・AED 	<p style="text-align: center;">応急復旧</p> <p>《役割》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被害状況の把握 ・応急復旧に必要な機材の調達と管理 ・危険箇所の管理 ・危険箇所の立ち入り禁止措置 ・危険箇所の表示 ・避難場所の安全確認 <p>《準備物》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ヘルメット ・構内図 ・ロープ ・標識 	<p style="text-align: center;">安全点検・消火</p> <p>《役割》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・初期消火 ・避難・救助活動等の支援 ・被害の状況確認（施設等の構造的な被害程度を調査、本部への連絡、電気・ガス・水道・電話の被害確認） ・校内建物の安全点検、管理 ・近隣の危険箇所の巡視 ・二次被害の防止 <p>《準備物》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消火器 ・ヘルメット ・ラジオ ・手袋 ・被害調査票等
<p style="text-align: center;">救急医療</p> <p>《役割》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・養護教諭及び救命救急経験者で構成 ・医師等の確保 ・手当備品の確認 ・負傷者の保護、応急手当 ・関係医療機関との連携 <p>《準備物》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・応急手当の備品 ・健康カード ・担架 ・水 ・毛布 ・AED 	<p style="text-align: center;">避難所協力</p> <p>《役割》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村及び自主防災と連携した避難所の運営支援（連絡調整・情報収集） <p>《準備物》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マスターキー ・バリケード ・ラジオ ・ロープ ・テープ ・校内配置図 ・避難者への指示（文書） 	<p style="text-align: center;">学校における防災教育の手引き （大阪府）参照</p>

平 常 時

1. 児童生徒の出欠、健康観察、保護者連携の確実な実施
2. 児童生徒・教職員の避難訓練
3. 児童生徒の集団行動ファイルの作成（登下校・掲示・教職員確認用等）
4. 防災マニュアルの確認（学校の危険な場所の交流・台風・大雨・凍結等）
5. 防災に関する知識、研修で習得したものを校内で共有（防災意識の向上）
6. 校舎立地・築年数、耐震の有無
7. 定期的・日常的な安全点検の実施（「改訂版 学校保健・安全・給食指導資料」の管理点検表の活用等）
8. 業者への修繕依頼
9. 不要備品の廃棄申請、廃棄処理
10. 火気・薬品(毒物劇物)等の適正な取扱い
11. 消火器や火災報知機の確認
12. 必要となる物品の購入提案（ハンドマイク、ラジオ、トランシーバー等）
13. 市町村財政の状況
14. 連絡先一覧の作成（消防、警察、市町村教委、医療機関、PTA会長、地域代表等）
15. 備品消耗品の点検・整理整頓（ロープ・ゴミ袋・電池・ガムテープ・毛布等）
16. 非常持ち出し品の確認（通帳・印鑑・名簿等）
17. 避難場所
18. 避難者受入可能人数
19. 特別な配慮が必要な人々への支援（高齢者・乳幼児・傷病者・障がい者・妊婦・日本語を母国語としない人等）
20. 教職員の役割分担（市町村職員との兼ね合い）
21. 物資の確認方法
22. 避難者生活支援
23. 児童生徒の授業（時間割や学校行事等）
24. 電気・ガス・水道の開閉栓の確認と非常時の取扱方法の確認

発 生 後

(常に最新の情報が時系列で把握できる体制を確立)

25. 児童生徒の被災状況の確認
26. 保護者への緊急連絡
27. 教職員の被災状況の把握
28. 施設の被害状況の確認・一覧（写真による情報の共有化）
29. 被害箇所の応急処置（転倒防止含む）・立ち入り禁止表示
30. 重要物品の搬出
31. 市町村教委への状況報告
32. 警察官、救急隊員等を現場に誘導
33. 情報収集・整理、コメント作成（報道担当）
34. 安全パトロール
35. 校内にいる児童生徒の安否の確認、避難確認
36. 避難者の受け入れ、誘導
37. 救命措置
38. 市町村教委、災害対策本部との連絡、情報確認
39. 避難者への連絡
40. 備蓄物資の配給
41. 電話対応
42. 危機管理マニュアルに沿った動き
43. 校舎配置や施設備品の情報提供・貸し出し対応

4、A I とリスクマネジメント

今期特別委員会では、A I についての現在と未来を比較しながら、地震発生から避難誘導、安全確認、被害状況把握、保護者への引き渡しについて考察しました。

地震発生《的確な指示》	A I (現在)	A I (未来)	人 (学校事務職員)
・頭部保護の指示	できない	できる	できる
・窓際、倒壊の恐れがあるもの等から離れさせる	できない	できる	できる
・揺れの間は校舎外に出さない	できない	できる	できる
・児童生徒を安心させる声かけ	できない	できない	できる
・火を消す	できる	できる	できる
・ガスの元栓を閉める	できる	できる	できる
・電気のコンセントを抜く	できない	できる	できる

将来、地震の発生を高い精度で予測できるようになると、A I が地震発生前に警告できるようになるのではないかと考えます。事前に察知できれば、危険な場所から退避することや頭部を守ることできますし、子どもの近くに教職員がいない場合にも注意喚起をすることができます。但し、子どもたちの安否確認や安心させる声かけ等をA I が行うことは難しいと考えます。また、A I 自体が作動しない場合も考えられます。

避難誘導《的確な指示・適切な誘導》	A I (現在)	A I (未来)	人 (学校事務職員)
・周囲の状況把握	できない	できない	できる
・避難経路の安全確認	できない	できる	できる
・避難場所の安全確認	できない	できる	できる
・頭部保護の指示	できない	できる	できる
・出席簿の携帯	できない	できない	できる
・靴を履かせる	できない	できない	できる
・「押さない、走らない、喋らない、戻らない」の指示	できない	できる	できる

避難誘導 《的確な指示・適切な誘導》	A I (現在)	A I (未来)	人 (学校事務職員)
・本部の指示により避難開始（状況に応じては指示を待たずに避難開始）	できない	できない	できる
・津波の危険地域の学校は、高台や校舎の最上階へ避難の指示をする	できない	できる	できる
・近くにいる教職員と協力して出来れば、児童生徒の後ろに位置して誘導	できない	できない	できる
・配慮を要する児童生徒、怪我をした児童生徒への対応	できない	できない	できる

避難誘導は現場での状況判断が重要です。そのためさまざまなケースにA Iが対応することは難しいと考えます。但し、目に見える状況判断については人間の方が優れています。校外の状況特に津波の有無、大きさなどはメディアからの情報を頼るしかありませんので、学校の位置や地形、地震の震源地・大きさなどから適切な避難場所をA Iが特定できるようになれば、迅速な避難を行うことができます。人とA Iがお互いの良いところを活かしていくことが重要であると考えます。

安全確認	A I (現在)	A I (未来)	人 (学校事務職員)
・役割分担に従い、行動開始	できる	できる	できる
・人員の安否確認(人員点呼)	できない	できない	できる
・不明者がいる場合は、発見に全力を尽くす	できる	できる	できる
・負傷者の確認と応急手当、必要に応じて一次救命処置	できない	できる	できる
・病院等医療機関への連絡	できる	できる	できる
・児童生徒の不安緩和	できない	できない	できる
・対策本部との連絡	できない	できない	できる

A I が負傷者の受入が可能な病院をリストアップし連絡することができれば、教職員が子どもたちの安否確認や応急処置などに専念することができ、子どもたちの不安を少しでも解消できるのではないかと考えます。また、さまざまな情報が錯綜していることが想定されますので、管理職・学校事務職員等が A I ではできないケースに臨機応変に対応していく必要があると考えます。

被害状況把握	A I (現在)	A I (未来)	人 (学校事務職員)
・施設等の被害状況調査	できない	できる	できる
・安全確認、危険箇所の立ち入り禁止措置	できない	できる	できる
・対策本部との連絡	できない	できない	できる
・保護者への連絡	できない	できない	できる

人が立ち入ることができない場所に、A I が調査することができれば、人命救助などにつながっていくと考えます。また A I が、ある一定以上の被害がある場所へ近づくと警告したり、目視できない被害状況（水道管の破裂やケーブルの断線など）を特定できるようになると速やかな復旧へつながることが期待できます。本部との連絡も A I 同士でできるようになれば、保護者への連絡等に教職員は専念することができます。情報集約において A I を活用できるのではないかと考えます。

保護者への引き渡し	A I (現在)	A I (未来)	人 (学校事務職員)
・引き渡しカードにより、児童生徒を保護者に直接引き渡す	できない	できない	できる
・連絡がつかない児童生徒は、学校に待機させる	できる	できる	できる
・対策本部との連絡	できない	できない	できる

保護者対応や、児童生徒の就学保障に関して学校事務職員は力を発揮できる。転入・教科書・教材費等横断的な事務処理については A I を活用しつつ円滑にすすめていければと考えます。

考 察

地震などの大規模な災害が発生した場合、学校においては的確かつ迅速な対応が求められます。正確な情報に基づいた判断と適切な避難行動、災害対策本部の設置、さらには児童生徒の引き渡しや安否確認にいたるまで、教職員による体制を整備しておくことが重要となってきます。また、災害発生後、学校はできる限りすみやかに学校教育の再開・復旧が行われるよう努めなければなりません。復旧時の学校の役割としては、避難所協力、教育活動の再開に向けた対応、児童生徒の心のケアなどがあげられます。

そのような中で学校事務職員の役割は、災害発生後から時間が経つにつれて、教職員から主査（学校事務職員）になっていくものと考えられます。なぜなら、災害発生後は、主査としてではなく教職員のひとりとして動くことを期待され、そこから時間が経つにつれて各役割分担に分かれて対応していくからです。

AIについては、災害発生後の被害の程度にもよりますが、その時代に導入されたものを活用できれば、防災と復旧の両方の観点で大きな力になるものと考えます。

5、主査としての役割

子どもたちが安心して学べる教育環境（ソフト面、ハード面）が整った学校を実現し、そして学校教育目標達成に向けて教職員の誰もがそれぞれの専門性を生かせる「チーム学校」を実現するために、主査は総合的なマネジメント力を発揮する必要があります。

「4、AIとリスクマネジメント」でまとめたように、災害発生直後は教職員のひとりとしての行動が期待されます。主査としては、平常時の事前の備えと災害発生後時間が経過してからのリスクマネジメントにどのように役割を果たせるのかを考えました。

施設管理においては、平常時から施設環境の整備状況や安全点検をふまえ、不具合の箇所や物品が学校予算で整備できるのか、学校予算では整備できないのであれば市町村教委へ予算要求や修繕依頼するのかなど、予算面で学校と市教

委との調整役を担います。災害発生後も、施設の修繕依頼や備品要求など施設環境、教育環境の復旧をめざし、予算調整力を発揮することができます。また、校舎配置図や備品台帳の整備にとどまらず、ライフライン（電気、ガス、水道など）の元栓の位置や操作方法などを整備し、その情報を発信（明示）することは、災害時に教職員の誰もが対応可能な状況を生み出すことにもなり、混乱や被害を小さく留めることもできます。

就学援助事務、教科書給与事務、学籍事務においては、個々の子どもたちの被災状況把握を通して、教科書や学用品の確保、被災児童生徒への給付制度等の案内、スムーズな転出入手続きは、子どもたちの学力や進路にも関わることであり就学保障につながります。

子どもたちや保護者、地域を取り巻く状況を理解し、学校内外の連携、協力体制につなげていくことも主査の役割であると考えます。例えば、地域や保護者、関係諸機関と日ごろから連携、情報共有し、教育活動への理解や非常時の対応を周知しておくことは、災害発生時のトラブル回避または混乱を抑えることができます。また、普段から校内のさまざまな職種と情報共有、コミュニケーションをとることは、子どもたちへの理解を深めることになり、特別な配慮を必要とする子どもたちの対応に非常に有効です。それぞれの子どもたちや保護者と接したなかで、物理的・心理的ケアが必要と感じられる場合はケース会議の開催やスクールソーシャルワーカーにつながるように校内で提案できます。必要に応じて学校外の関係諸機関（例：子ども課や福祉課など）の情報を保護者へ提供するなど、行政職である学校事務職員の、子どもたちや家庭への理解力が示されます。

校内におけるリスクマネジメントの課題を見つけ、課題解決や改善に向けて担当者とともに具体化し、実行することは、校内の危機管理能力を高めます。また、事務職員研修などで習得したリスクマネジメントの内容を積極的に校内で発信することは、教職員全体のリスクマネジメントに対する意識を高めることにもつながっていきます。学校での避難所開設に伴う開放スペースについて、どこを避難者への開放スペースとするかあらかじめ校内で決めておけば、災害が発生した際、学校も慌てず地域からの避難者を受け入れることができます。

主査として、中学校区での学校間連携や共同実施のなかで、情報共有したり調整したりする役割を果たすことも大切です。

- ・小中9年間の学校教育を意識し、保護者がわかりやすいように中学校区で引き渡しカードの様式を統一する

- ・中学校区内での通学路の危険個所を共有しておく
- ・中学校区内の事務職員の業務内容を標準化する
(業務全般、リスクマネジメントのマニュアルなど)
- ・業務のかかわり方をある程度統一する

などは児童生徒、保護者、地域、教職員に安心感を与えます。中学校区内のリーダーとして、各学校の課題や状況を共有するとともに、中学校区内で業務内容や学校事務職員の意識をそろえることは、主査としての調整力が発揮されます。そういった中学校区を意識した取り組みが、中学校区の危機管理能力を高めることにもなり、若い学校事務職員のリスクマネジメントに対する学びの機会にもなっていくます。

おわりに

「5、主査としての役割」で、子どもたちが安心して学べる教育環境が整った学校、そして「チーム学校」を実現するためには、主査として総合的なマネジメント力を発揮する必要があると報告しました。この総合的なマネジメント力は、積極的に学校の課題解決に向けて取り組み、さまざまな分野の専門性と培った経験や情報を関連付けながら学校事務をつかさどる学校事務職員であるからこそ発揮されるものであり、AIが人間に追いつくにはまだ時間のかかる能力だと考えています。

AI等の先端技術が高度化するとともに、AIを導入する動きが様々な分野・領域で今後加速していくと考えられます。学校現場も例外ではありません。いずれ導入されるであろうAIに柔軟に対応し、AIと共存していかなければなりません。「4、AIとリスクマネジメント」でも考察したように定型的な業務、処理する業務はAIの得意とするところであり、人間よりAIが得意とする部分はAIの力を積極的に活用することが、学校運営に効果的であるとともに教職員の業務負担の軽減にもつながっていくと考えられます。

子どもたちが「生きる力」を育む学校において、子どもたちが生き生きと活動し、安全に学べるようにするためには、何よりも児童生徒・教職員等の生命や心身等の安全を確保することが重要です。さらに子どもたちに、いかなる状況下でも自らの命を守り抜くとともに、安全で安心な生活や社会を実現するために主

体的に行動する態度を育成することも大切です。

自然災害はいつ発生するか予測がつきません。そのため、市町村や校種、職種によるリスクマネジメントへの対応や意識もそれぞれ温度差があるのではないかと今期特別委員会の研究のなかでも感じました。しかし、南海トラフ地震の今後 30 年以内の発生率は非常に高いものであり、リスクマネジメントの重要性を一人一人が認識しなければなりません。

自然災害から将来を担う子どもたちの命を守るために、より安心・安全な学校、教育環境の実現をめざし、私たち学校事務職員がより主体的・積極的にリスクマネジメントに関わっていくことが求められます。

特別委員会検討経過

第1回	平成30年12月4日(水)	大阪市立福島区民センター
第2回	平成31年1月17日(木)	大阪市立浪速区民センター
第3回	平成31年2月22日(金)	大阪市立福島区民センター
第4回	平成31年3月25日(月)	大阪市立福島区民センター
第5回	令和元年5月28日(火)	大阪市立浪速区民センター
第6回	令和元年6月10日(月)	大阪市立浪速区民センター
第7回	令和元年6月25日(火)	大阪市立浪速区民センター
第8回	令和元年7月17日(水)	守口市立さつき学園

第18期特別委員会名簿

委員長	永瀬 義樹	副委員長	長野 佳一
委員	安達 大輔	委員	林 三智子
共同研究者	竹内 千恵子	共同研究者	上野 修